

水戸市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成 2 5 年 7 月

水戸市

水戸市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

第1 目的

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、茨城県が定めた県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針に即して、公共建築物における木材の利用に関する本市の基本的な考え方を定め、木材の利用を促進することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 木造化 建築物の新築，増築又は改築に当たり，構造耐力上主要な部分（壁，柱，梁，桁等をいう。）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (2) 内装等の木質化 建築物の新築，増築，改築又は模様替えに当たり，天井，床，壁等の室内に面する部分の全部若しくは一部又は外壁等の屋外に面する部分の全部若しくは一部に木材を利用することをいう。
- (3) 地域材 市内又は茨城県内の森林で生産された原木（間伐材を含む。）を，原則として，市内又は茨城県内で製材してできた木材及び木材加工品をいう。

第3 公共建築物における木材の利用の促進の意義と効果

木材の利用を促進することは，林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり，水源のかん養など森林の有する多面的な機能の発揮，快適な生活空間の形成，二酸化炭素の排出の抑制等により地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することとなる。また，公共建築物は広く市民が利用するものであることから，木と触れ合い，木の良さを実感する機会を広く提供することが可能となる。

このようなことから，本市が公共建築物に重点を置いて木材の利用を促進することにより，公共建築物における木材の利用の拡大や森林の適正な整備という直接的な効果はもとより，住宅等の一般建築物における木材の利用の拡大，各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

第4 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

- (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
学校，社会福祉施設，運動施設，社会教育施設，庁舎等
- (2) 市以外の者が整備する建築物で広く市民に利用され，公共性の高いもの
学校，老人ホーム，保育所，病院，体育館等

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

- (1) 建築材料としての木材の利用の促進
公共建築物の木造化を促進するとともに，木造化が困難と判断されるものを含め，内装等の木質化を促進する。
- (2) 建築材以外の木材の利用の促進
公共建築物において使用される備品等について，木材を原料として使用したものの利用の促進を図る。

木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入について、木質バイオマスの安定的な供給や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮した上で、その促進を図る。

(3) 地域材の利用の促進

(1) 及び(2) で利用する木材については、地域材の積極的な利用を促進する。

利用する木材は、原則として、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日林野庁策定)」に基づき、伐採の合法性が証明されたものとする。

第5 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

(1) 木造化の促進

本市は、その整備する低層の公共建築物(高さ13mかつ軒高9m以下で延べ面積が3,000m²以下のものをいう。)については、積極的に木造化を図る。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められているものや、地域防災活動拠点など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化を図ることが困難なものについては除く。

(2) 内装等の木質化の促進

本市は、その整備する公共建築物について、高層、低層にかかわらず、ロビーや廊下など市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図る。

(3) その他の木材の利用の促進

本市は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した机、椅子、書棚などの備品等の利用を促進し、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第6 市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進

本市は、本市以外の者が整備する公共建築物について、積極的な木材の利用の促進を図るための啓発に努めるものとする。

第7 その他木材の利用の促進に関する必要な事項

(1) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当たっては、計画段階から建設コスト、維持管理コスト及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値も考慮し、総合的に判断したうえで木材の利用に努めるものとする。

(2) 公共土木工事における地域材の利用

本市が実施する公共土木工事においては、周辺の景観等に配慮しつつ木材の利用促進を図ることとし、その利用に当たっては地域材を積極的に活用するものとする。

(3) 木材の利用の促進のための推進体制

本市は、この方針の着実な推進を図るため、庁内の関係各課で構成する木材利用連絡会議を設置し、木材の円滑な利用の促進及び需要拡大のための取組に努めるものとする。

付 則

この方針は、平成25年7月1日から施行する。